

外国人留学生確保支援事業委託業務に関する仕様書

1 業務目的

本県は人口10万人に対する外国人留学生比率が全国でトップレベルである。外国人留学生は地域の国際化、地域経済の活性化に貢献する人材であり、これまで就学環境の充実支援や県内就職・起業支援を行ってきた。

一方で、各国の政情や経済情勢などの影響により、コロナ禍以降の外国人留学生数や外国人留学生の出身国・地域構成に変化が見られるなど、留学生市場は不透明感を増しており、このような変動に対応した的確なアプローチが必要である。

本事業は、将来の高度人材である外国人留学生を継続的に確保するため、現状と課題を調査し効果的なモデル事業等を実施することで、留学生誘致の促進及び短大・大学院を含む大学及び高等専門学校（以下、大学等とする。）による自走化を促すことを目的とする。

2 委託業務名

外国人留学生確保支援事業委託業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）

4 委託業務内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。なお、業務の遂行に当たり事業を円滑に進められるよう具体的な取組については、大分県と協議の上、実施すること。

（1）関係者ヒアリング調査

- ・県内大学等及び外国人留学生へのヒアリングを通じて留学生確保に関する現状と課題を多角的に把握する。
- ・必要に応じて、有識者等への追加ヒアリングを実施する。

（2）主要ターゲット国・モデル事業内容検討

- ・ヒアリング結果に基づき、県内大学等がターゲットとすべき国・地域を選定し、モデル事業の具体的な実施内容を検討する。

〈モデル事業例〉

- ・留学フェアへの出展
- ・留学斡旋機関などの関係団体等への訪問 など

※モデル事業の内容については提案した内容を県と協議の上、決定する。

（3）モデル事業事前説明会の実施

- ・モデル事業実施前に県内大学等に対し事前説明会（オンライン可）を行い、意見等を聴取する。
- (4) モデル事業の実施
- ・選定した国・地域において、具体的なモデル事業を実施しその効果を検証する。
- (5) モデル事業の検証、今後の取組方針検討
- ・モデル事業の成果や反省点を検証し、令和9年度以降の取組方針を検討する。
- (6) (1)～(5)に付随する業務
- ・委託業務にかかる経理に関すること
 - ・委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること
 - ・前各号に定めるもののほか、業務実施に関し、県が指示すること
 - ・その他、業務の運営に関して必要なこと
- (7) 報告書の作成
- 業務終了後、委託期間内に上記(1)～(5)の実績をまとめた報告書を作成すること。報告書については、11月末頃までに中間検証を実施し、詳細は委託期間終了までに最終報告書を作成すること。また、最終報告書については県への報告用と大学等への説明用の2種類作成すること。

5 支払方法

事業進捗に応じて、受託者からの請求に基づき、県が必要と認めた場合に行う。

6 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (3) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (4) 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。
- (5) 受託者は関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、受託者が負うこと。
- (6) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。

- (7) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (8) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。